

八戸労働基準監督署からのお知らせ

(安全衛生関係)

八戸労働基準監督署版 第14次労働災害防止計画 労働安全衛生規則等改正

- 1 新たな化学物質規制が導入されます
- 2 トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます
- 3 足場からの墜落防止措置が強化されます

「労働災害防止対策についての取組状況」アンケート実施中

八戸労働基準監督署版 第14次労働災害防止計画

八戸労働基準監督署版 第14次労働災害防止計画の概要

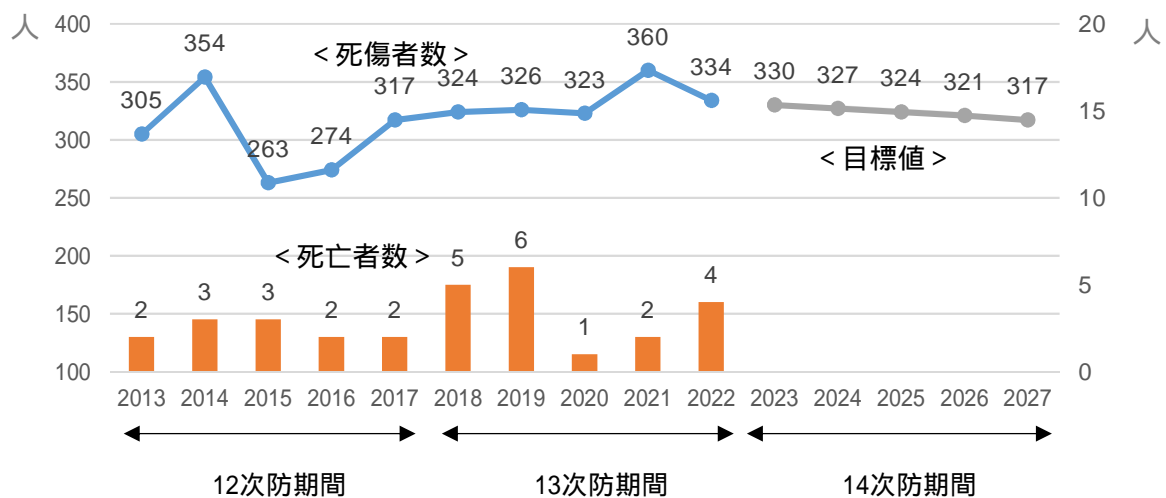
計画期間：2023年度から2027年度（5か年）

計画の目標

死亡災害について、5年間の死亡者数を前計画期間の25%以上減少させる。

死傷災害について、2027年の死傷者数（コロナ感染症を除く）を2022年比5%以上減少（317人以下）させる。

八戸署管内の労働災害（休業4日以上・コロナ感染症を除く）の推移



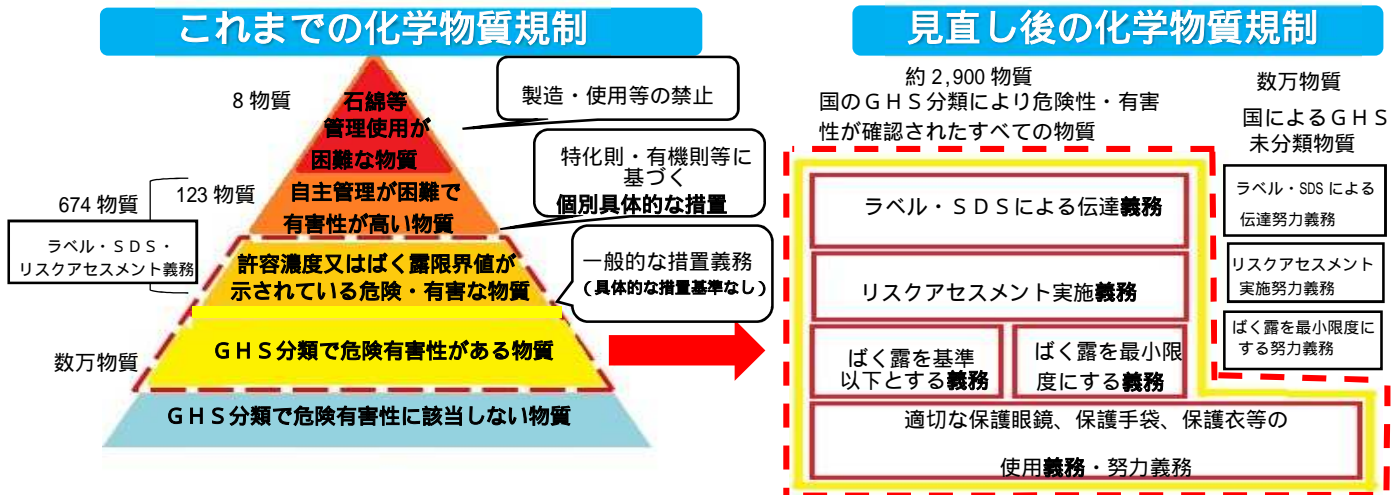
計画の重点事項

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 冬期労働災害防止対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進



職場における！ 1 新たな化学物質規制が導入されます

(1) 自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



(2) リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

(2023(令和5)年4月1日施行)

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます。

- ・リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。
- ・さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！
リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であることを必ず確認しましょう。その際推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせることが効果的です。



ポイント！
濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します



・リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。

 代替物質の使用	 換気装置等の設置稼働	 作業方法の改善	 有効な呼吸用保護具の使用
---	--	---	--

(3) 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

(2023(令和5)年4月1日施行)

・皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取り扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

 皮膚・眼刺激性 皮膚腐食性	 皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質
健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質： 義務	
上記を除き、健康障害をおこすおそれがないことが明らかなもの以外の物質： 努力義務	

(4) 自律的管理に向けた実施体制の確立

(2024(令和6)年4月1日施行)

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物質を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件無し(専門的講習の受講を推奨)

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

・また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます。

< Q & A >

特定化学物質の溶接ヒュームの健康診断は、実施頻度を6月以内ごとに1回から1年以内ごとに緩和できるか

溶接ヒュームは作業環境測定の評価が行われる物質ではないため実施頻度の緩和はできない。

保護具着用管理責任者の選任にあたって、必要な資格又は講習等はあるか

必要な資格はない。選任要件は、保護具について一定の経験及び知識を有する者であること。

化学物質関係の作業主任者の資格を有する者、安全衛生推進者に係る講習の終了者等

そもそもリスクアセスメント対象物とは何か

安衛法施行令別表第9(名前等を通知し、又は通知すべき危険物及び有害物)に掲げる物又はその混合物(一定の含有量のものを除く)及び安衛法施行令別表第3第1号に掲げる第1類物質(1~7まで)である。まずはSDSで確認されたい。

2 トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲拡大(2023(令和5)年10月1日施行)

・新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられます(一部例外あり)。(従来は最大積載量5トン以上が対象)

昇降設備(安衛則第151条の67関係)

「昇降設備」には貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれる。○: 現行の規制 : 新設

2 t 以上 5 t 未満	5 t 以上

保護帽(安衛則第151条の74関係)

保護帽は型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。○: 現行の規制 : 新設

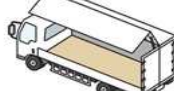
2 t 以上 5 t 未満	5 t 以上



可搬式の踏み台等の例

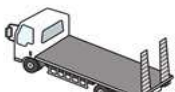


平ボディ車



ウイング車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)



建機運搬車

(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

保護帽の着用 適用されないもの



バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)

貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。

最大積載量5t以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要

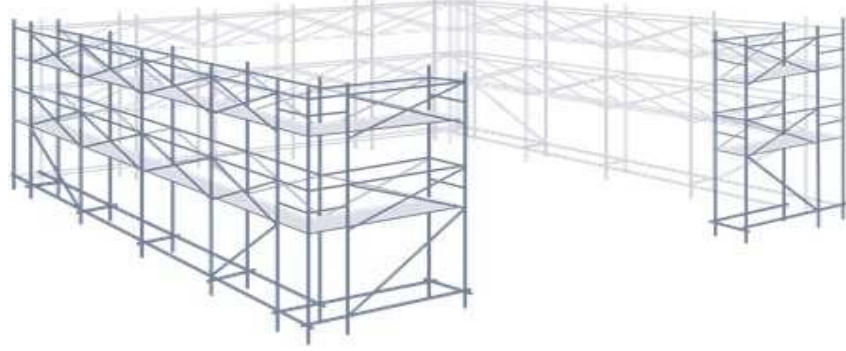
< Q & A >

・可搬式の踏み台等は、手すりがないか

手すりは必ずしもなくてもよいが、手すりがあり、また、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましい。

3 足場からの墜落防止措置が強化されます

改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行



(1) 一側足場の使用範囲が明確化されます (2024 (令和6) 年4月1日施行)

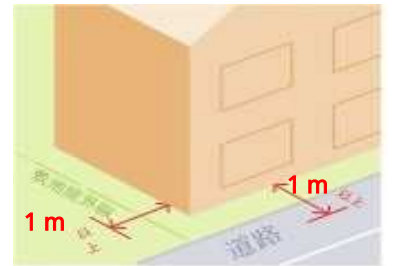
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。

足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その**一部が公道にかか**
る場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係
者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については**含まれません**。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保し
てください。



(2) 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

点検者について

(2023 (令和5) 年10月1日施行)

事業者または注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けたもの
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

(3) 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

(2023 (令和5) 年10月1日施行)

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に(2)で指名した
点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

< Q & A >

- ・足場業者が一側足場を組んでしまった場合はどうなるか
本足場に組み直しとなる。



「労働災害防止対策についての取り組み状況」アンケート実施中

1 転倒災害対策の取り組み



2 高年齢労働者の安全衛生確保の取り組み



3 ストレスチェックの実施



4 ~ 10 (業種別) については、アンケートによりご確認ください。



二次元コード

(本リーフレット、アンケート)